



FUKUOKA GUARANTEE 2024

福岡県信用保証協会
ディスクロージャー



福岡県信用保証協会



CONTENTS

ごあいさつ	1
福岡県信用保証協会の概要	2
福岡県信用保証協会の理念	3
事業概況	4
福岡県信用保証協会の取組み	6
中期事業計画／令和6年度経営計画	11
信用保証のしくみ	12
信用保証の利用について	14
信用保証料について	15
令和5年度決算	16
貸借対照表・収支計算書・財産目録	
コンプライアンスの基本方針	18
個人情報保護宣言	19
役員・機構組織	20
事業所所在地	21



FUKUOKA GUARANTEE 2024



平素は当協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本誌は福岡県信用保証協会の経営計画をはじめ、財務状況、保証業務の内容等の全体像をできるだけ分かりやすくご紹介する冊子として作成いたしました。

日頃より、当協会をご利用いただいております中小企業の皆さまをはじめ、ご協力いただいております多くの方々に、この冊子を通じて、より一層当協会に対するご理解を賜りたいと願っております。

令和5年度の県内の景気動向は、コロナ禍から経済活動が正常化する中で、国の経済対策効果やインバウンド需要の増加等により、緩やかに回復しました。

しかしながら、物価高や深刻な人手不足の影響等により、当協会を利用する中小企業の皆さまにおかれましては、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、当協会では、新型コロナウイルス感染症対応資金（通称ゼロゼロ融資）の返済開始が本格化したことに伴い、金融機関と連携し、伴走支援型特別保証制度による借換えの推進により、資金繰り支援に取り組みました。また、金融機関から提出される業況報告書の活用や企業訪問による企業実態等の把握を通して、企業の課題に応じた資金繰り支援及び支援機関と連携した計画策定支援等による経営支援に努めました。

さらに、信用保証書の電子交付や保証申込手続きの電子化などデジタル技術を活用した継続的な業務改革により、中小企業の皆さまの利便性向上に向けた取組みを推進しております。

令和6年4月1日には組織変更を行い、中小企業の皆さまが抱える多様な経営課題の解決に向けて、よりきめ細やかな支援に取り組んでいく所存です。

今後も当協会が担う役割と責任を認識し、県内中小企業の皆さまのベストパートナーとして信頼される信用保証協会を目指して、役職員一丸となって、全力を尽くして参ります。引き続き皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年7月

福岡県信用保証協会
会長 山崎 建典

福岡県信用保証協会の概要

プロフィール

設立認可	昭和24年3月29日	
根拠法律	信用保証協会法	
基本財産 (令和6年3月31日現在)	76,636百万円	
	内訳	
	・基金	11,053百万円
	・基金準備金	65,582百万円
保証債務残高 (令和6年3月31日現在)	件数	121,304件
	金額	1,336,552百万円
利用企業数 (令和6年3月31日現在)	72,414企業	
役員員数 (令和6年3月31日現在)	理事	20名(非常勤 15名)
	監事	3名(非常勤 2名)
	職員	183名
事務所	本所(福岡市博多区)、大濠支所(福岡市中央区)、北九州支所(北九州市)、久留米支所(久留米市)、筑豊支所(飯塚市)、大牟田支所(大牟田市)	

沿革

昭和24年 3月29日	社団法人 福岡県信用保証協会	設立認可
昭和24年 5月 7日	社団法人 福岡県信用保証協会	設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法施行	
昭和30年 3月23日	信用保証協会法による福岡県信用保証協会設立認可	
昭和32年 5月10日	北九州支所を開設	
昭和33年 5月10日	筑後支所を開設	
昭和37年 10月25日	筑豊支所を開設	
昭和54年 4月 2日	大牟田支所を開設	
	筑後支所を久留米支所に改称	
平成 6年 10月 3日	大濠支所を「福岡市中央区黒門」に新築し開設	
平成14年 3月11日	久留米支所の新事務所を開設	
平成19年 5月 1日	大牟田支所の事務所移転	
令和 1年 6月30日	本所免震対策工事完了	

協会マークの説明

私たちの熱い意欲の
“象徴”です



- シンボルマークは、当協会の主要事業領域「CREDIT GUARANTEE」(信用保証)の頭文字の組合せで構成し、中小企業とのベストパートナーシップ、関係機関との信頼のきずなを表現しています。
- 全体の形を成す楕円は地域社会およびその集合体である地球をイメージしています。
- コーポレートカラーは、当協会の若々しい活力と希望に満ちた姿勢をギャランティブルーで表現しています。

福岡県信用保証協会の理念

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の貸付等を受ける際に、「公的な保証人」となり、金融の円滑化を図ることを目的として設立された「信用保証協会法」に基づく認可法人です。

福岡県信用保証協会の理念

当協会は昭和24年の設立以来、地域経済の繁栄を願い、金融の円滑化という側面から中小企業者等の経営安定や繁栄を目指し、当協会の信条や使命、社会的存在意義についての経営思想を示すものとして、基本理念を定めております。

また、基本理念に掲げる共通の精神を明確にしたうえで、これを実現するために行動指針を定めております。

基本理念

私たち、福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして『信用保証』により、その経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展につくします。

●中小企業のベストパートナーとして

私たちのお客さまは「中小企業」の方々です。私たち信用保証協会は、中小企業の期待に応え、その経営をサポートしていくために、親身な温かい対応で中小企業との絆を培っていく良きパートナーシップを形成していくことを目指します。

●『信用保証』により

信用保証協会は、中小企業のために『信用保証』を行い、金融の円滑化を図り、その健全な発展を助成することを設立目的としています。信用保証協会は、公的機関としての『信用保証』の使命・役割を自覚し、積極的に信用保証業務を推進します。

●経営の安定と繁栄を支援し

私たちのお客さまである中小企業の皆さまは、その経営に真剣に取り組み、事業発展のために懸命に努力しておられます。このような中小企業のために、私たちはその経営の安定と繁栄を力強くお手伝いします。

●地域経済の発展につくします

地域社会の一員である私たちは、『信用保証』により、金融の円滑化を通じて中小企業の発展を図り、地域経済の発展に貢献し、地域との共生を目指します。

行動指針

1 私たちは、中小企業とともに成長し、地域社会の発展に貢献することを誇りとします。

2 私たちは、親切・公正・感謝の気持ちで、中小企業の良き相談相手となるようつとめます。

3 私たちは、心身の健康につとめ、つねに自己改革にチャレンジします。

4 私たちは、コミュニケーションを大切に、チームワークのとれた職場をつくりまします。

事業概況

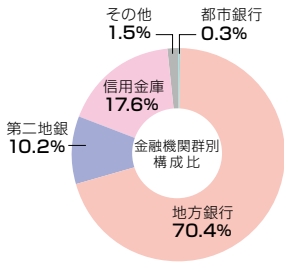
(単位:百万円、件)

令和5年度事業概況

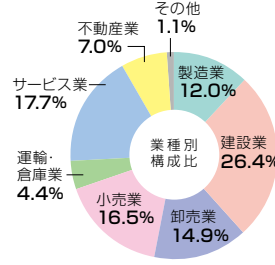
	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
件数	21,676	121,304	2,377	324
金額	307,107	1,336,552	23,146	3,068

保証承諾の状況

金融機関群別 (単位:百万円、%)



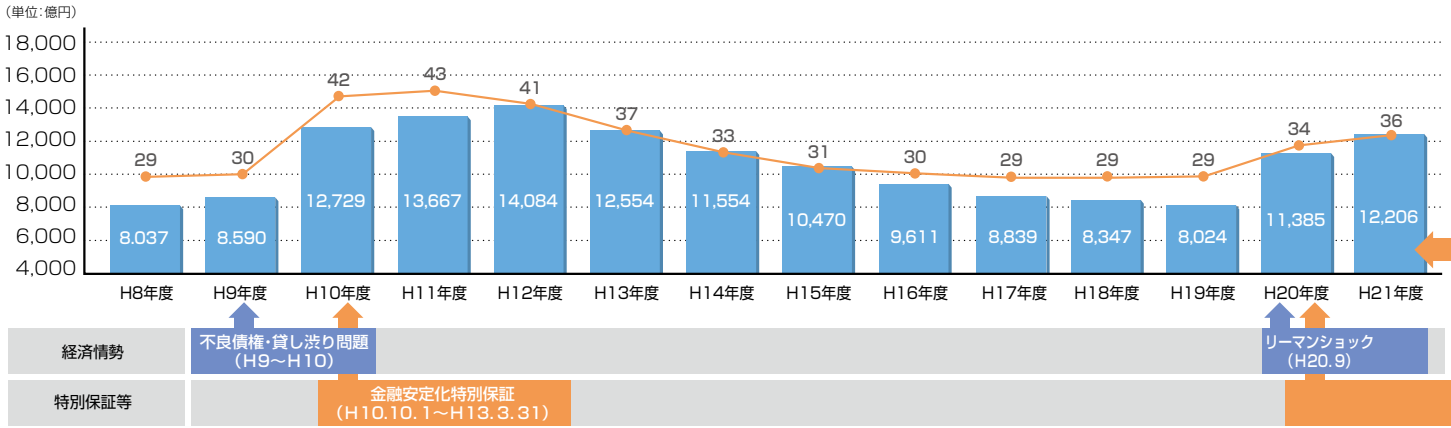
	令和5年度累計	
	金額	前年比
都市銀行	976	76.9
地方銀行	216,055	127.0
第二地銀	31,478	141.5
信用金庫	53,948	137.5
その他	4,651	167.3
合計	307,107	130.3



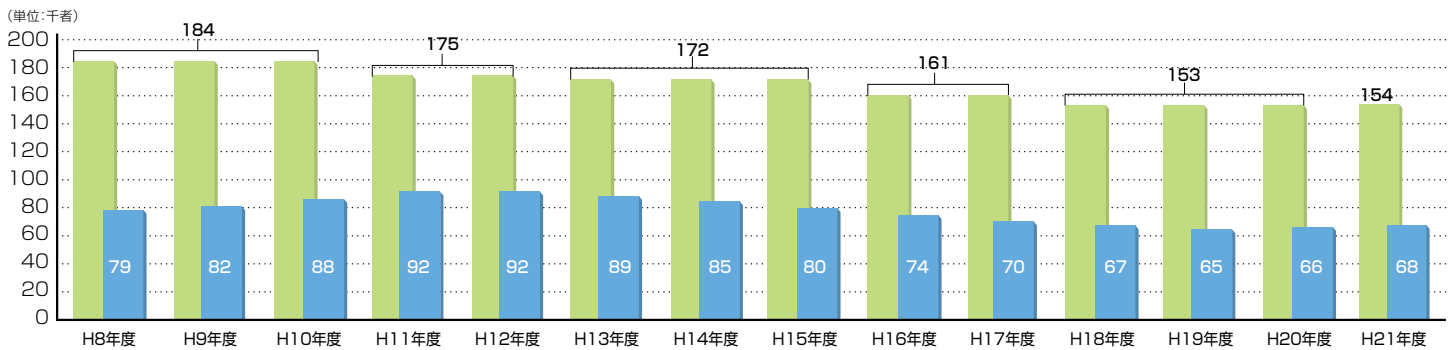
業種別 (単位:百万円、%)

	令和5年度累計	
	金額	前年比
製造業	36,810	129.4
建設業	81,027	137.2
卸売業	45,643	122.6
小売業	50,711	139.2
運輸・倉庫業	13,656	108.1
サービス業	54,274	136.8
不動産業	21,464	109.8
その他	3,522	132.0
合計	307,107	130.3

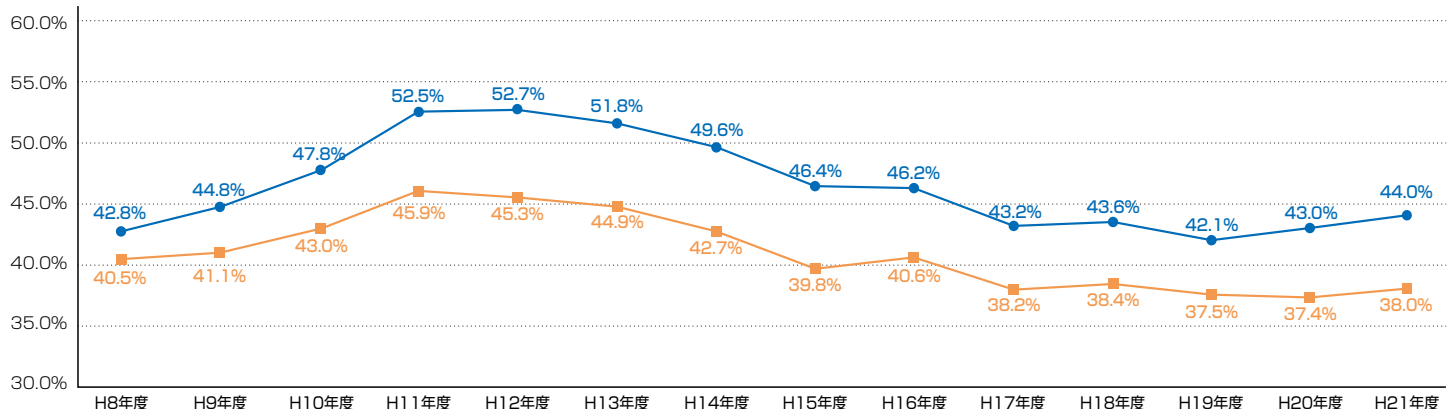
保証債務残高推移



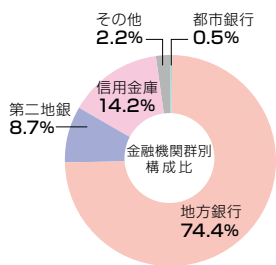
保証利用企業者数



保証利用率推移(保証利用企業者数/中小企業者数)



保証債務残高の状況



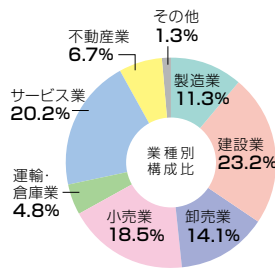
金融機関群別

(単位:百万円、%)

	令和5年度末	
	金額	前年比
都市銀行	6,625	73.1
地方銀行	994,280	85.0
第二地銀	116,177	87.8
信用金庫	190,076	88.8
その他	29,393	88.6
合計	1,336,552	85.8

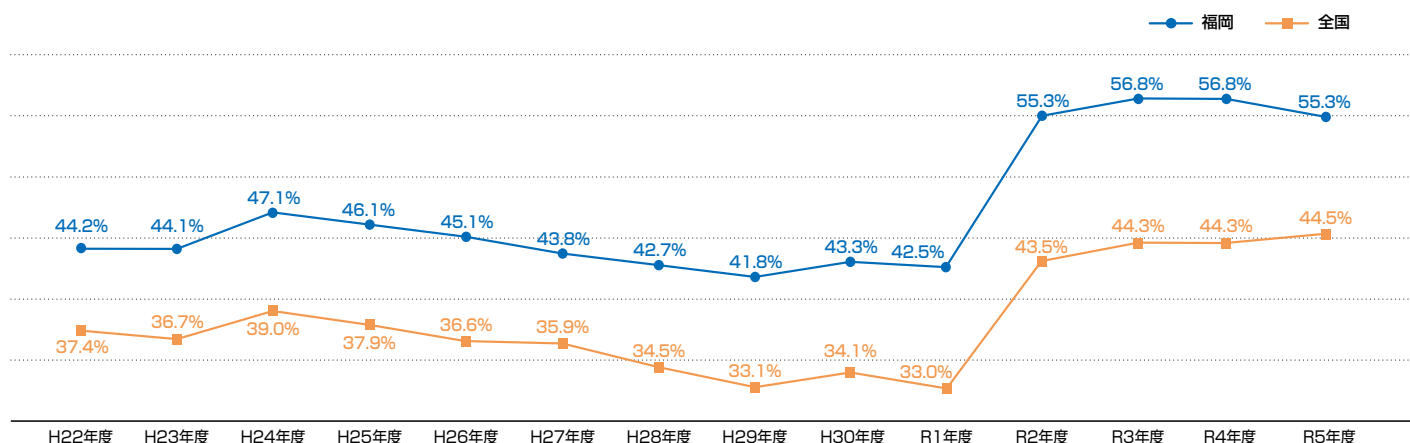
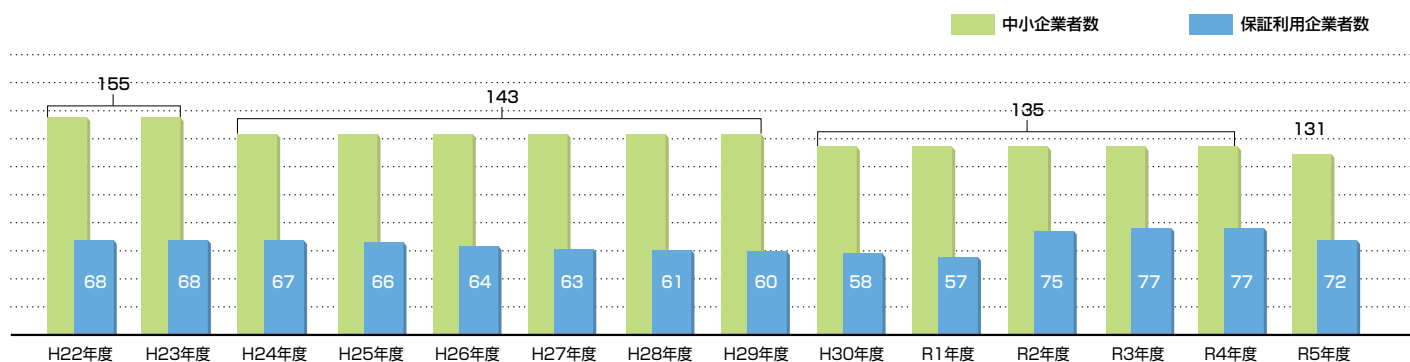
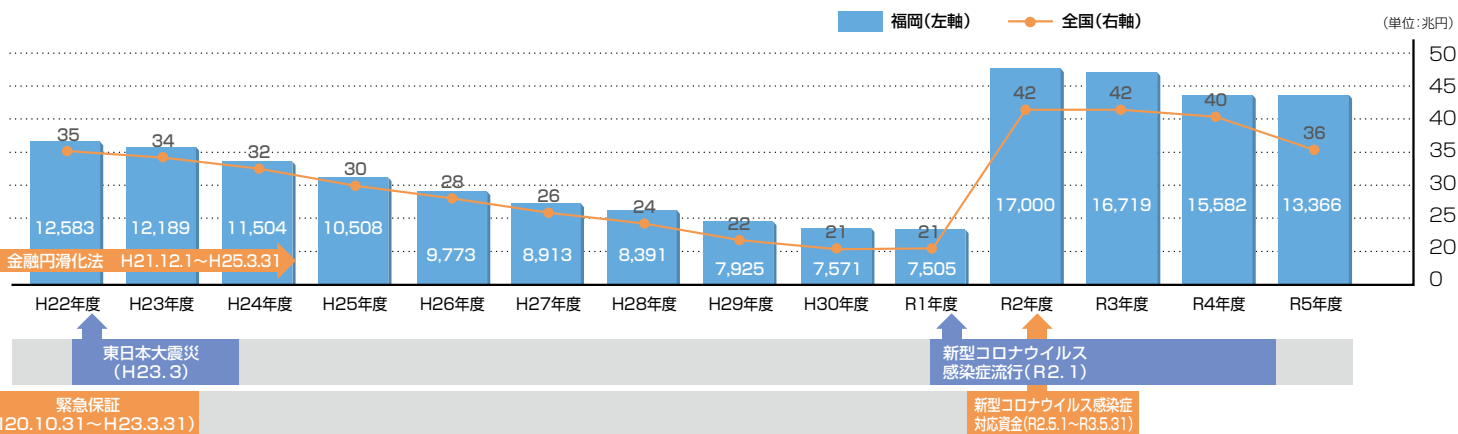
業種別

(単位:百万円、%)



	令和5年度末	
	金額	前年比
製造業	150,423	83.0
建設業	310,266	84.9
卸売業	188,138	83.3
小売業	246,756	87.7
運輸・倉庫業	63,996	87.2
サービス業	269,537	86.5
不動産業	89,440	90.2
その他	17,996	89.9
合計	1,336,552	85.8

四捨五入のために、個々の金額の合計が総合計の金額とならない場合や、構成比の合計が100.0%とならない場合があります。



福岡県信用保証協会の取組み

創業支援の推進

福岡県は、アジアと日本を結ぶ玄関口であり、九州の中心県として、成長・発展を続け、全国的にも高い開業率を誇っています。当協会においても、創業に関する啓発活動から創業後のフォローまで、段階的な創業支援に取り組んでいます。

令和5年度は、創業推進に向け、県内8金融機関に訪問し、意見交換を行うなど、創業支援における連携強化を図りました。

創業保証実績は令和6年3月末で保証承諾企業者数1,480者(前年比108.8%)、承諾金額62億円(前年比112.3%)となりました。

また、創業保証のうち、令和5年3月から開始した法人創業時に経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証は承諾件数34件、承諾金額1.8億円となっています。

●全国と比較した開業率

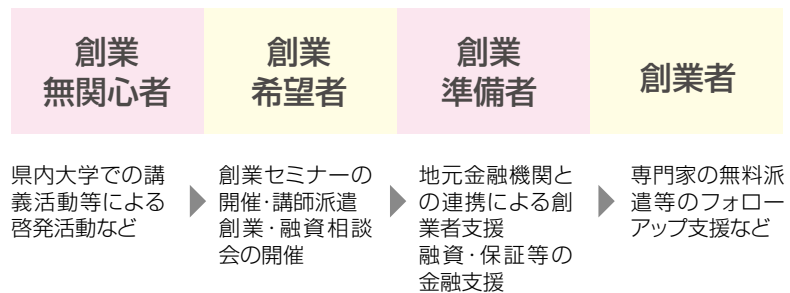
	福岡県	全国平均
令和1年度	5.1%	4.2%
令和2年度	6.0%	5.1%
令和3年度	5.4%	4.4%
令和4年度	4.5%	3.9%
令和5年度	4.6%	3.9%

資料:中小企業白書

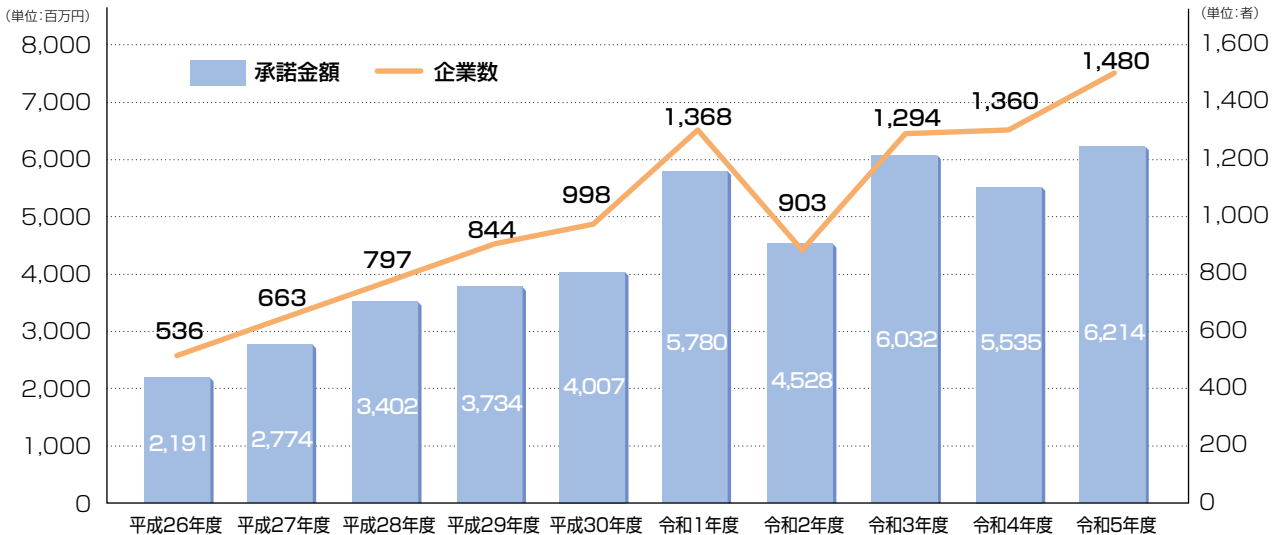
厚生労働省「雇用保険事業年報」「雇用保険事業月報」

開業率=当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度末の適用事業所数×100

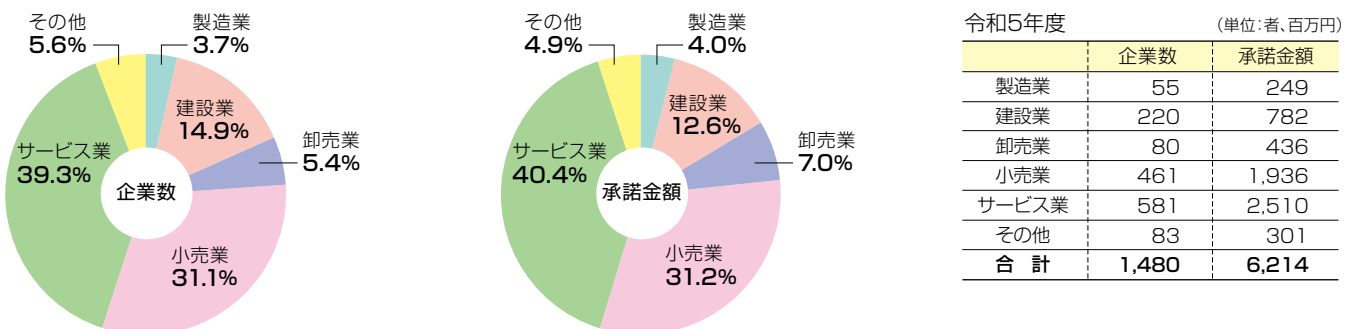
●創業支援への段階的な取組み



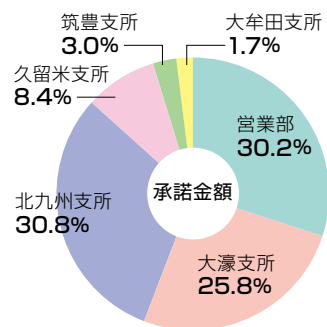
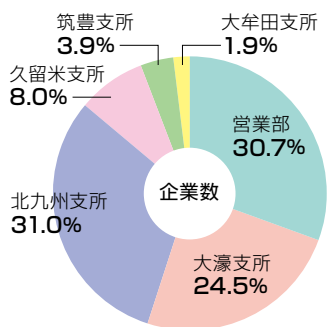
●令和5年度 創業関連保証の取組状況



●令和5年度 創業関連保証の業種別取組状況



●令和5年度 創業関連保証の部・支所別取組状況



	企業数	承諾金額
営業部	455	1,877
大濠支所	362	1,603
北九州支所	459	1,917
久留米支所	118	524
筑豊支所	58	188
大牟田支所	28	105
合計	1,480	6,214

●令和5年度 外部セミナー共催・後援・講師派遣実績

当協会では、商工会議所や外部機関と連携して外部に当協会職員を講師として派遣するなど、創業支援に取り組んでいます。

第75回創業塾 令和5年6月17日
 研修対象:新規開業を予定されている方や開業されて間もない方
 受講人数:24人 研修方法:講義形式 主催機関:久留米商工会議所

第1回おおむた創業塾 令和5年6月18日
 研修対象:創業を目指す方、創業して間もない方
 受講人数:26人 研修方法:講義形式 主催機関:大牟田商工会議所

第1回福岡起業塾 令和5年7月15日
 研修対象:概ね1年以内の起業予定者
 受講人数:20人 研修方法:講義形式 主催機関:福岡商工会議所

2023年度「女性起業塾」 令和5年10月1日
 研修対象:概ね1年以内に起業予定の女性
 受講人数:16人 研修方法:講義形式 主催機関:福岡商工会議所

第76回創業塾 令和5年10月14日
 研修対象:新規開業を予定されている方や開業されて間もない方
 受講人数:25人 研修方法:講義形式 主催機関:久留米商工会議所

第2回おおむた創業塾 令和5年11月26日
 研修対象:創業を目指す方、創業して間もない方
 受講人数:21人 研修方法:講義形式 主催機関:大牟田商工会議所

第77回創業塾 令和6年2月24日
 研修対象:新規開業を予定されている方や開業されて間もない方
 受講人数:35人 研修方法:講義形式 主催機関:久留米商工会議所

第2回福岡起業塾 令和6年2月25日
 研修対象:概ね1年以内の起業予定者または創業後1年程度の方
 受講人数:25人 研修方法:講義形式 主催機関:福岡商工会議所

●令和5年度 三者創業連携会議

当協会では、地元金融機関や政府系金融機関と連携し、創業支援について情報共有・意見交換を行っております。

福岡地区 令和5年6月8日 **北九州地区** 令和5年6月13日
 参加機関:西日本シティ銀行・日本政策金融公庫・当協会
 会議テーマ:創業支援の状況等

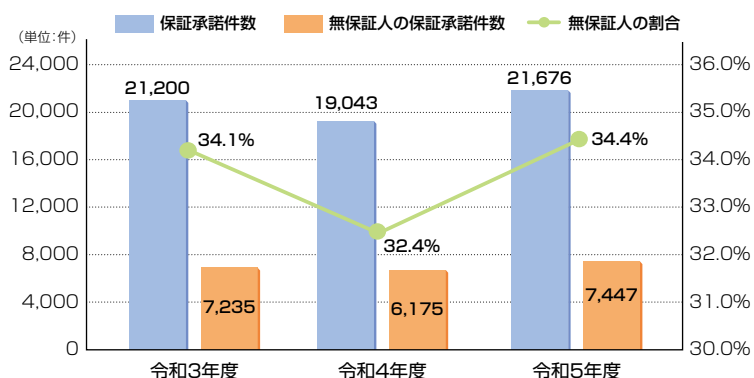
令和5年10月23日
 参加機関:福岡銀行・日本政策金融公庫・当協会
 会議テーマ:創業支援の状況等

経営者保証に依らない保証取組みの推進

経営者保証に依らない保証の取組みを推進するため、金融機関を訪問し、意見交換や情報共有を行いました。また、協会若手職員向けに経営者保証ガイドライン等に関する研修を実施し、意識の醸成と知識の習得を図っています。

令和5年度では、伴走支援型特別保証制度を活用した経営者保証免除の取組みを推進したことなどにより、無保証人の保証承諾実績は前年を上回る実績となりました。

●保証承諾件数に対する無保証人割合



福岡県信用保証協会の取組み

「職員一丸となって経営改善をサポート！」 本所 企業支援部 企業支援課に聞く



原田 英紀

企業支援部企業支援課 課長

平成16年入協後、平成26年に中小企業診断士の資格を取得し、現在は資格を活かした経営支援業務に従事。

新たに「企業支援部 企業支援課」が設置された理由を教えてください。

当協会では、中小企業の皆さまが抱える多様な課題の解決に向け、きめ細やかな支援を進めるため、2024年4月に組織体制を変更いたしました。

旧「保証統括部」においては、「企業支援部」に名称を変更し、金融支援だけでなく、経営支援にも協会全体でより一層取り組んでいくという決意を示しています。

その企業支援部において企業支援課は、専門家派遣サービスや中小企業活性化協議会などを活用して課題解決に取り組む中小企業の支援を担っています。

コロナ禍を経て、中小企業が抱える課題は多様かつ複雑になっており、支援の難易度も高くなっていますので、個社支援に特化する必要性が増しています。そのような状況を踏まえて、当協会の方針立案や現場部署の統括を主業務とする部門では珍しい、個社支援に特化した課を設置しました。

具体的にどのように業務に取り組んでいるのですか。

企業支援課の主な業務は3つです。1つ目は企業訪問です。返済緩和を行っている先を中心に、企業支援課が直接企業を訪問し、現状や課題をヒアリングして

います。ヒアリングした内容を踏まえて、専門家派遣サービスやよろず支援拠点などの支援機関の活用提案を行っています。

2つ目は専門家派遣サービスです。創業・事業承継・生産性向上・経営改善など、中小企業のステージに応じた専門家の派遣を行っています。派遣する専門家は、福岡県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士が中心となります。

その一環として新たに開始したのが、「ワンポイントサポート」であり、福岡県中小企業振興センターに登録する各種専門家を1~2回派遣し、中小企業が抱える様々な課題の解決に向けたアドバイスを行うものです。いきなり専門家派遣サービスはハードルが高いなと感じられる中小企業の皆さまにもお気軽にご利用いただけるのではないかと考えています。この「ワンポイントサポート」を経て、経営診断や計画策定などその他専門家派遣サービスをご利用いただくことも可能ですので、お気軽にご利用、ご相談いただくと幸いです。

3つ目は中小企業活性化協議会との連携です。中小企業活性化協議会は、収益力改善支援・再生支援・再チャレンジ支援など、中小企業のフェーズに応じた支援を行う組織です。

企業支援課は、中小企業活性化協議会が主催するバンクミーティングに定期的に参加し、率直な意見を言える関係性が構築できています。この関係性を維持・発展させ、両者が連携して中小企業の支援に取り組んでいくことで、地域経済の発展に貢献したいと考えています。

対応された中小企業の方々からはどのような声が出ていますか。

専門家派遣サービスをご利用いただいた中小企業の方々からは、「相談することで、前向きになれる」「経営のわからないところを教えてくれる」「仕事の目的が明確化され、業務の改善が出来た」などの感謝のお言葉をいただくことが多いです。

この結果は、当協会の職員が中小企業や金融機関の皆さまとしっかりと対話を行い、支援ニーズをより正確に、より具体的に聞き取ることに努めた成果ではないか

と考えています。

また、専門家として支援を行っていただく、福岡県中小企業診断士協会の先生方の支援スキルの高さも大きいと感じます。親身に、熱心に、時に厳しく、中小企業の経営の改善発達にご尽力をいただいています。

業務上の課題にはどのようなものがあるのでしょうか。

1件1件を丁寧に対応していることもあり、支援件数は当協会の利用企業数に比べるとまだまだ十分とは言えず、支援を希望するすべての中小企業の皆さまへ拡大することが課題です。

最適な支援の選択・迅速な課題解決のために、知識・経験など支援スキルの向上や中小企業向け支援施策の情報アップデート、当協会では出来ないことを支援機関につなぐため、支援機関等とのより一層の連携強化などに取り組み、1社でも多くの中小企業の皆さまに対する支援を実施していきたいと考えています。

このディスクロージャー誌を読まれる方に伝えたいことは何でしょうか。

当協会の役職員は、中小企業のために、与えられた職場で1人1人が一生懸命に各種業務に取り組んでいます。ぜひ本誌を通して、当協会の取組みを知らいただき、それを広めていただきたいと思います。そして、課題を抱える中小企業の方がいらっしゃいましたら、「信用保証協会に相談してみてもどうか」と背中を押していただけると、うれしいです。当協会だけですべての課題が解決できるとは思いませんが、金融機関や支援機関と連携しながら、その期待に応えられるよう精一杯努めていきます。

今後の抱負を教えてください。

とある方のブログで、「『ありがとう』の数が経営支援のバロメーター」という記事を目にし、確かにそうだなと感銘を受けたのを覚えています。

当協会全体で目の前の中小企業に向き合い、1社でも多くの中小企業の皆さまから「ありがとう」と言ってもらえるような取組みを行っていくことが今後の抱負です。企業支援課がその先頭に立ち、使命感と覚悟を持って実践していきます。

当協会の経営支援の取組みが西日本新聞に掲載されました



西日本新聞2024年1月24日

経営支援動画として、資金繰り表の作成動画を製作しました

実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金(通称:ゼロゼロ融資)」の返済開始が本格化する中、スムーズに返済を進めるための経営支援の一環として、資金繰り動画を製作しました。YouTubeチャンネルに動画を配信し、当協会ホームページへの掲載や、県内の商工会・商工会議所の機関紙への折込広告等を活用し、周知に努めました。



福岡県信用保証協会の取組み

教育機関での講義・セミナー活動

地域経済の将来を担う学生に向けて、中小企業の実状や信用保証制度の役割の理解、起業家精神の醸成等を目的として、県内4大学の協力を得て、講義・セミナー活動を行っています。

講義では、信用保証制度の社会的役割や中小企業を取り巻く環境、企業の決算分析や審査実務、創業支援等、実務面の講義も実施しています。



西南学院大学



福岡女学院大学

令和5年度 講義実績

日程	大学名	受講者数	講義内容
7月11日	福岡大学	106名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
7月12日	西南学院大学	90名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
9月21日	福岡女学院大学	61名	信用保証協会の業務と求められる人材
10月25日	福岡大学	14名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
10月31日	福岡大学	46名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
11月 9日	九州産業大学	89名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
12月18日	西南学院大学	4名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割

ホームページのリニューアルを行いました!



令和6年3月1日、当協会ホームページを全面リニューアルしました。より見やすく、親しみを持っていただけるようなデザインの一新に加え、「利便性向上」と「情報発信の充実」をコンセプトに、新たな機能やページを追加しています。ぜひ当協会ホームページへお立ち寄りください。



詳しくは
こちら!

中期事業計画／令和6年度経営計画

第七次中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして「信用保証」によりその経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展に貢献するとともに、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、令和6年度から令和8年度まで3か年間、以下の方針に沿って業務運営に取り組むこととします。

【保証部門】

- (1) 中小企業者の実情に応じた金融支援
- (2) 利便性の向上

【期中管理・経営支援部門】

- (1) 経営支援の強化
- (2) 連携による経営支援の推進

【回収部門】

- (1) 効率性を重視した管理・回収
- (2) 求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援

【その他間接部門】

- (1) 業務改革の推進
- (2) 組織力の強化
- (3) コンプライアンス態勢の充実



令和6年度経営計画

1. 業務運営方針

県内の景気は、緩やかに持ち直しの動きがみられるものの、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、中小企業者の資金繰りに支障が生じることがないように、金融機関と連携して迅速かつ適切な金融支援に努めます。

また、地域経済の活性化や中小企業者の持続的な成長を促進するため、創業や事業承継支援とともに、経営者保証に依存しない保証に適切に取り組めます。

併せて、利用者の利便性向上のため、情報発信の強化や保証申込手続き等の電子化を推進します。

さらに、資金繰りに支障が生じている中小企業者の返済緩和や事故発生が増加等が見込まれるため、金融機関と連携して経営改善に向けた早期の取組みを支援するとともに、経営支援体制の強化を図ります。

債権回収においては、物価上昇や過剰債務等により、業績の回復が遅れている中小企業者の代位弁済増加が見込まれることから、効率的な債権管理・回収を行います。

組織の管理運営においては、デジタル技術を活用した継続的な業務改革の取組みや、課題に的確に対応する組織・人員体制の構築を進めていくほか、コンプライアンス態勢の一層の充実を図ります。

【重点課題】

- (1) 中小企業者の実情に応じた金融支援
- (2) 利便性の向上
- (3) 経営支援の強化
- (4) 連携による経営支援の推進
- (5) 効率性を重視した管理・回収
- (6) 求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援
- (7) 業務改革の推進
- (8) 組織力の強化
- (9) コンプライアンス態勢の充実

2. 保証承諾等の見通し

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額
保証承諾	2,600億円
保証債務残高	12,100億円
代位弁済	280億円
求償権回収	27億円

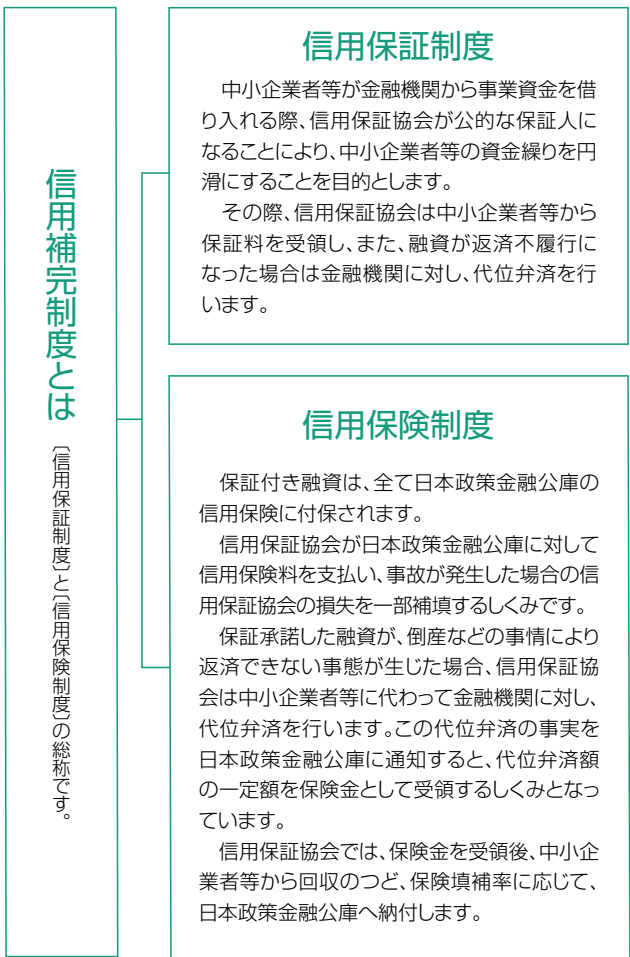
信用保証のしくみ

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保証制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

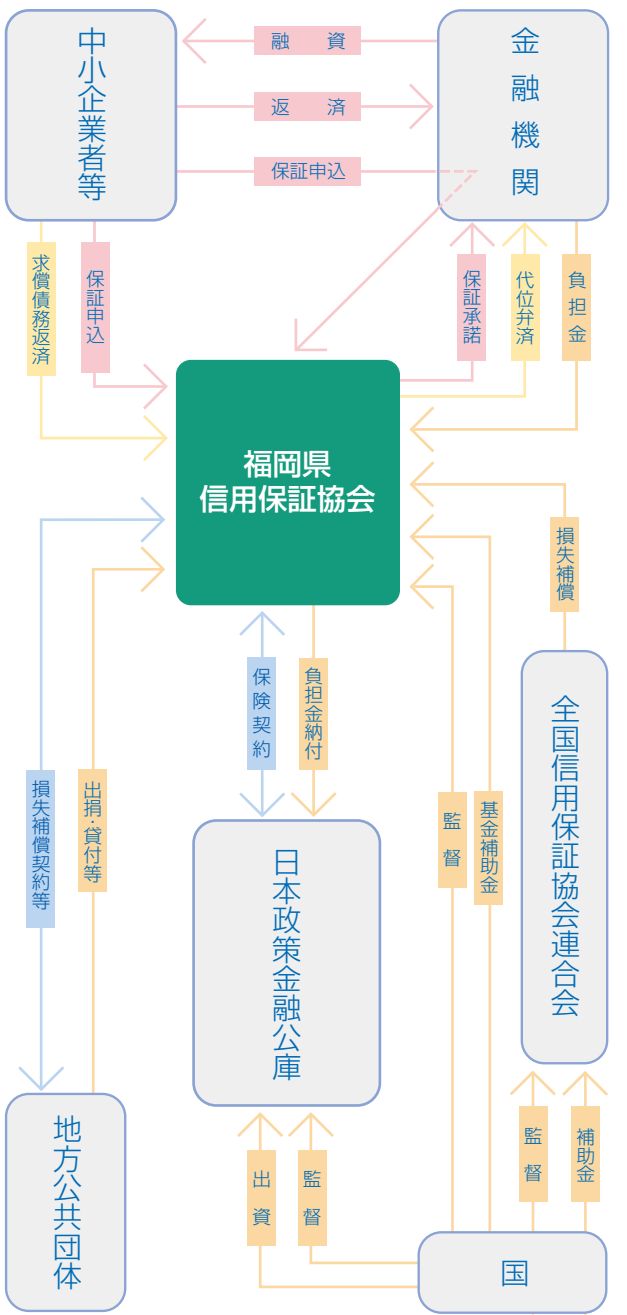
このように、「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



県・市町村と信用保証協会との関係

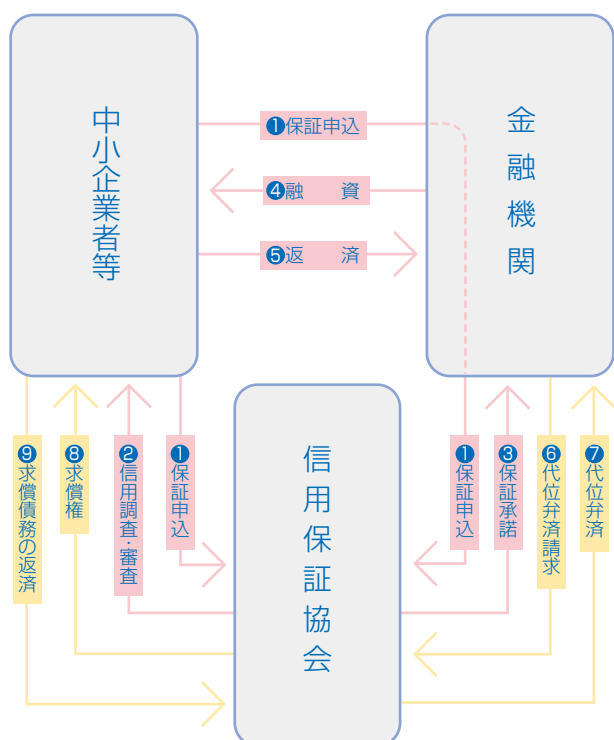
県及び市町村では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性、ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して、制度融資を実施しています。

制度融資によっては、当協会と県及び市町村との間に損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の際に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納します。



- 融資実行・返済までの流れ
- 中小企業者等が借入金を返済できなくなった時の流れ
- 監督・出資・貸付等
- 保険契約等

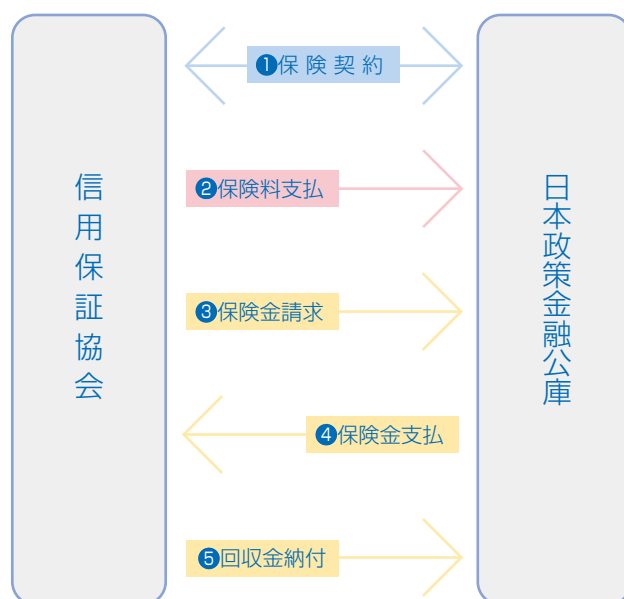
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。

- 1 中小企業者等は、信用保証協会へ直接、又は融資の申込をされた金融機関を通じて申込をします。
- 2 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行います。
- 3 信用保証協会は、信用保証を適当と認めた時は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 4 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等へ融資を行います。
- 5 中小企業者等は、融資の条件に従って金融機関に返済を行います。
- 6 金融機関は、中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなった時は、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- 7 信用保証協会はこの請求に基づいて中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- 8 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権を取得します。
- 9 中小企業者等は、信用保証協会に求償債務の返済を行います。

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- 1 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本政策金融公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- 2 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- 3 信用保証協会が金融機関に代位弁済した時は、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- 4 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 5 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の利用について

ご利用いただける方

1. 所在地、業歴

福岡県内に事業所または営業所を有し、原則として事業を行う中小企業者

●法人の場合、本店または事業所のいずれかが福岡県内にあればご利用いただけます。

●個人事業主の場合は、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。

※ただし、制度要綱で業歴等の定めがある場合は、その定めによります。

2. 企業規模

業種	資本金	従業員
製造業(運送業・建設業含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

●企業規模は、資本金か従業員のうち、いずれか一方を満たしていればご利用いただけます。

●事業協同組合等の組合もご利用いただけます。特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員要件を満たせば対象となります。

●ただし、自治体制度の中には協同組合やNPO法人等を対象としていない制度や、一部を対象から除外している制度があります。また、一部の政令特別業種については規模要件が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

3. 保証対象業種

(1)ほとんどの方がご利用いただけます。(中小企業信用保険法施行令で定められている業種)

(2)許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。

(3)ご利用になれない業種は、次のとおりです。

農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業等を除く)、その他のサービス業の一部(政治・経済・文化団体、宗教法人等)

信用保証の内容と条件

1. 保証の利用限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

2. 保証期間

一般保証	20年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資等	それぞれの制度により期間の定めがあります。

3. 資金使途

事業の発展・継続に必要な運転資金・設備資金。

4. 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

【経営者保証を不要とする保証の取扱いについて】

当協会では、平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」の適用を開始し、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

※「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者に関する契約時および履行時等における対応について、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的・自立的な準則として策定・公表されたものです。

5. 担保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただけます。

責任共有制度について

「責任共有制度」には、「負担金方式」「部分保証方式」の2つがあり、各金融機関にていずれかの方式を選択していただいています。

1. 「負担金方式」

融資金額の100%を信用保証協会が保証しますが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後で金融機関がお支払いいただく方式です。

2. 「部分保証方式」

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式です。

※小口零細企業保証制度等、責任共有制度対象外となる保証制度(100%保証)もあります。

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P21に記載)

信用保証料について

信用保証料

1. 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者等の方との信用保証委託契約に基づいて、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会の運営を支えています。

信用保証料は金融機関から融資を受けた際、金融機関を通じてお支払いいただいています。信用保証料は、貸付実行日(条件変更を含む)に全額一括支払いとなっておりますが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

なお、返済金額の変更(返済緩和)を伴う条件変更の際にも、最終期日の変更に関わらず変更保証料をいただいております。

また、最終履行期限前に完済された場合は、お支払いいただいている信用保証料を所定の範囲で返戻しています。

2. 信用保証料率

●信用保証料率体系

信用保証協会では、中小企業者の皆さまの経営状況に応じた9段階の保証料率体系としています。

なお、責任共有制度の対象となる保証については、借入額(根保証の場合は借入極度額)に対する率で表示される「責任共有保証料率」(下表左枠)が適用され、部分保証または負担金のどちらの方式であっても保証料率は同じです。また、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」(下表右枠)が適用されます。

この9段階の保証料率が適用される保証は、無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)、特定社債保険、特定信用状関連特例、経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例及び経営承継借換関連保証を利用した保証です。これら以外の保険(保険特例)を利用した保証(例えば、特別小口保険、流動資産担保保険、経営安定関連特例(セーフティネット保証)、創業関連特例、危機関連特例等)は、固定料率となります。

区分	責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	責任共有外保証料率 (%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証金額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

(注2)「責任共有外保証料率」は、保証金額に対する率で表示したものです。

(注3)「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「電子記録債権割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」をさします。

3. 割引制度について

[1] 会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。なお、対象は「会社」に限り、「個人」「医療法人」等は対象外となります。

[2] 有担保保証に対する割引

普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。

なお、経営安定関連特例保険に係る保証(セーフティネット保証)は有担保の割引はありません。

●信用保証料に関するご照会について

信用保証料を確認した上で、保証申込をしたいという場合や、金融機関が中小企業者の皆さまに保証付き融資を紹介する際に、あらかじめ信用保証料についても説明したいというご要望がある場合、当協会では該当する信用保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートいたします。

4. 信用保証料の計算方法

[1] 一括返済条件(分割返済条件の据置部分を含む)の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×
信用保証料率×保証期間

★計算例/借入金額 1,000万円、保証期間6ヶ月、
信用保証料率 1.15%

1,000万円×1.15%×(6ヶ月÷12ヶ月)=57,500円

※保証の最終期日を指定した場合の保証期間は日数期間とします。

[2] 分割返済条件の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×
信用保証料率×分割返済回数別係数×保証期間

(注)分割返済回数別係数は次のとおりです。

分割回数	2回以上 6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

★計算例/借入金額 1,000万円、保証期間5年、
元金均等返済、信用保証料率 1.15%

1,000万円×1.15%×0.55×5年=316,250円

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P21に記載)

令和5年度 決算

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	791,782	基 本 財 産	76,635,766,178
現金	791,782	基 金	11,053,269,425
小 切 手	0	基金準備金	65,582,496,753
預 け 金	47,184,210,318	制度改革促進基金	0
当座預金	141,647,505	収支差額変動準備金	38,312,574,921
普通預金	17,127,829,678	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責 任 準 備 金	9,245,691,639
定期預金	29,900,000,000	求償権償却準備金	2,054,718,309
郵便貯金	14,733,135	退職給与引当金	1,456,255,304
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	46,131,974,987
有 価 証 券	102,712,317,504	保 証 債 務	1,336,551,738,624
国 債	0	求償権補填金	0
地 方 債	33,198,417,504	保 険 金	0
社 債	69,500,000,000	損失補償補填金	0
株 式	13,900,000	借 入 金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
そ の 他	0	収支差額変動 準備金造成資金	0
動産・不動産	2,407,832,498	雑 勘 定	34,147,214,811
事業用不動産	2,271,850,724	仮 受 金	23,718,808
事業用動産	135,981,774	保険納付金	219,899,337
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	152,911,786
建設仮勘定	0	未経過保証料	33,709,702,829
損失補償金見返	46,131,974,987	未払保険料	3,298,205
保証債務見返	1,336,551,738,624	未 払 費 用	37,683,846
求 償 権	6,928,779,072	有価証券未払金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	2,618,289,988		
仮 払 金	12,962,166		
保 証 金	0		
厚生基金	38,268,000		
連合会勘定	696,913		
未 収 利 息	134,293,715		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	2,432,069,194		
合 計	1,544,535,934,773	合 計	1,544,535,934,773

連合会貸付事業に係る借入金(収支差額変動準備金造成資金)の累計額 0円
 当期中の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円
 累計の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円

貸借対照表の用語解説

借 方

預け金	金融機関へ預託しています。
有価証券	代位弁済の支払準備資産として国債・地方債・社債等を保有しています。
求償権	経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

貸 方

収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
損失補償金	地方公共団体等が信用保証協会の債務履行に基づく補償を行う場合の契約額を計上しています。
未経過保証料	受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上しています。

基本財産

■基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定めています。したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

■基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

収支計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)(単位:円)

科 目	金 額
経常収入	15,604,020,473
保証料	11,941,878,688
預け金利息	8,953,727
有価証券利息配当金	482,550,235
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	111,892,834
事務補助金	2,215,724,093
責任共有負担金	798,057,000
雑収入	44,963,896
経常支出	9,417,029,781
業務費	3,172,981,222
借入金利息	0
信用保険料	6,244,048,221
責任共有負担金納付金	0
雑支出	338
経常収支差額	6,186,990,692
経常外収入	32,442,840,447
償却求償権回収金	231,895,453
責任準備金戻入	10,280,461,335
求償権償却準備金戻入	1,669,598,610
求償権補填金戻入	20,255,689,427
保険金	18,255,754,960
損失補償補填金	1,999,934,467
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	5,195,622
経常外支出	32,528,655,473
求償権償却	21,223,552,047
譲受債権償却	0
雑勘定償却	4,472,031
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	221,444
責任準備金繰入	9,245,691,639
求償権償却準備金繰入	2,054,718,309
その他支出	3
経常外収支差額	△ 85,815,026
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	6,101,175,666
当期収支差額変動準備金繰入額	2,115,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	3,986,175,666

収支計算書の用語解説

収 入

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

預け金利息等

金融機関に預け入れた預金の受取利息と、代位弁済の支払準備資産として保有している国債・地方債等からの利息配当金です。

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

支 出

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

財産目録

(令和6年3月31日現在)(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	791,782	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	47,184,210,318	責 任 準 備 金	9,245,691,639
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	2,054,718,309
有 価 証 券	102,712,317,504	退職給与引当金	1,456,255,304
動 産 ・ 不 動 産	2,407,832,498	損 失 補 償 金	46,131,974,987
損失補償金見返	46,131,974,987	保 証 債 務	1,336,551,738,624
保証債務見返	1,336,551,738,624	求償権補填金	0
求 償 権	6,928,779,072	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	34,147,214,811
雑 勘 定	2,618,289,988		
合 計	1,544,535,934,773	合 計	1,429,587,593,674
		正 味 資 産	114,948,341,099

コンプライアンスの基本方針

コンプライアンスの基本方針

福岡県信用保証協会が「信用保証」を通じて、「かけ橋」として中小企業者等と金融機関を結びつけ、中小企業金融の円滑化を果たしていくためには、自己規律と社会からの揺るぎない信頼の確立が必要であると考えています。

そのため、当協会は下記の信用保証協会倫理憲章をコンプライアンスにかかる基本方針として定め、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、全役職員一丸となって健全な運営に努めています。

◎コンプライアンス実践マニュアル

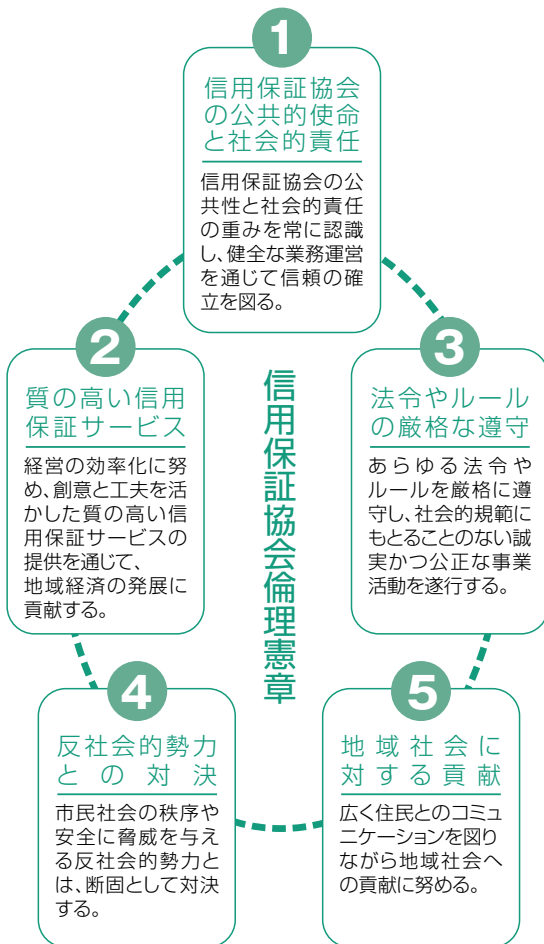
「コンプライアンス実践マニュアル」を全役職員が所持・活用し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

◎全職員へのコンプライアンスの啓発

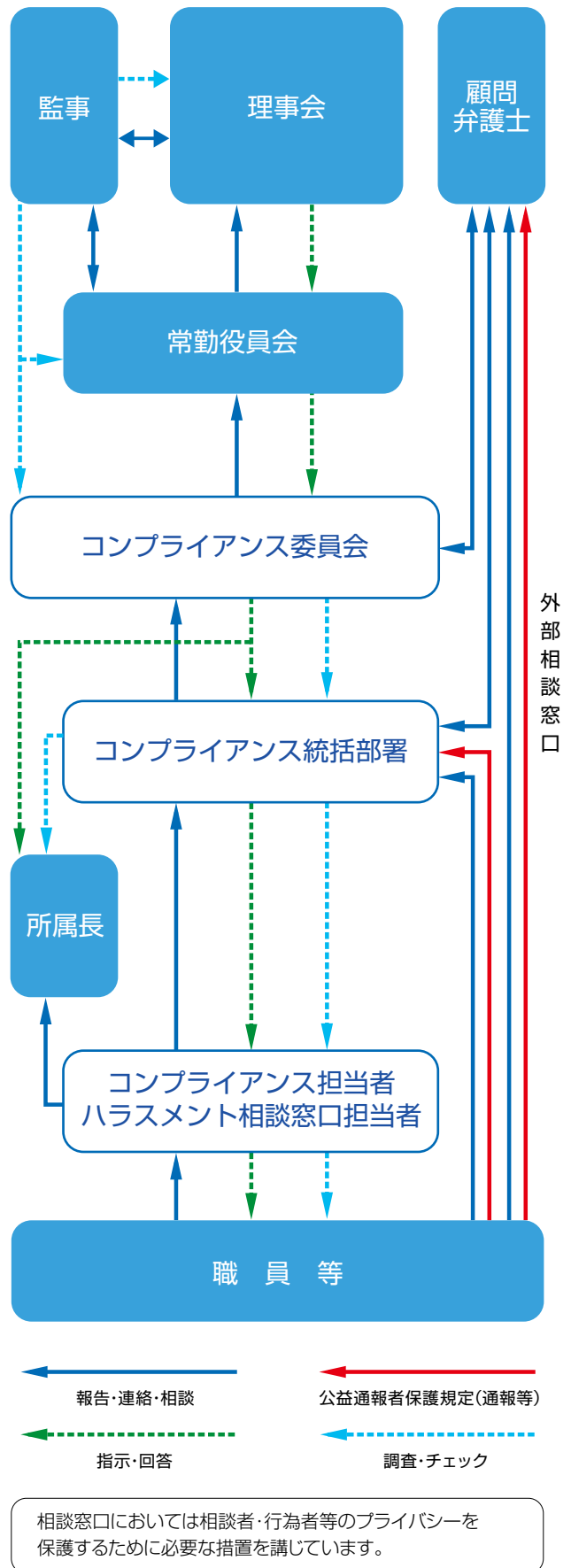
役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、各種会議・研修等のあらゆる機会を通じてコンプライアンスの周知徹底を図っております。

◎弁護士との連携

業務上、法的判断が必要な事案については、弁護士等と連携し取り組んでおります。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

福岡県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

② 個人情報の取得・利用・提供

◆当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え置きのパフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

◆お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

◆法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

◆請求の方法は当協会窓口に備え置きしております「保有個人データ」開示申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送してください。(「保有個人データ」開示等申請書は当協会のホームページ上からもダウンロード出力ができます。)

⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

◆当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

◆⑥、⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え置きのパフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、以下の通りです。

エリア	部署・電話番号	住所
福岡地区	企業支援部 092-415-2604	福岡市博多区 博多駅南2丁目2番1号
	債権管理部 092-415-2647	
	営業部 092-415-2603	
	大濠支所 092-734-5923	福岡市中央区 黒門2番28号
北九州支所 093-551-2635	北九州市小倉北区 古船場町1番35号	
久留米地区	久留米支所 0942-38-1022	久留米市日吉町 24番地24
筑豊地区	筑豊支所 0948-22-3585	飯塚市吉原町 6番12号
大牟田地区	大牟田支所 0944-52-6011	大牟田市不知火町 1丁目3番地4号

役員・機構組織

役員

(令和6年6月10日現在)

理事

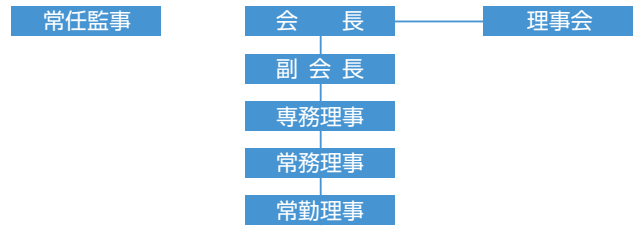
会長	山崎 建典	常勤
副会長	谷川 浩道	福岡県商工会議所連合会 会長
専務理事	山崎 巖	常勤
常務理事	牛島 英典	常勤
常務理事	鹿嶋 一彦	常勤
理事	白水 勝哉	常勤
理事	見雪 和之	福岡県 商工部長
理事	大田 京子	福岡県議会議員(県民生活商工委員会委員長)
理事	高島 宗一郎	福岡市長
理事	武内 和久	北九州市長
理事	原口 新五	久留米市長
理事	花田 稔之	福岡県商工会連合会 会長
理事	山田 登三雄	福岡県中小企業団体中央会 会長
理事	五島 久	福岡銀行 頭取
理事	村上 英之	西日本シティ銀行 頭取
理事	鶴久 博幸	筑邦銀行 頭取
理事	嘉藤 晃玉	北九州銀行 頭取
理事	荒木 英二	福岡中央銀行 頭取
理事	村山 裕昭	商工組合中央金庫 福岡支店長
理事	井倉 眞	福岡県信用金庫協会 会長

監事

監事	上野 順治	常勤
監事	豊永 明壽	福岡県警察 本部ピアサポーター
監事	行正 晴實	行正晴實公認会計士事務所長

順不同敬称略

機構組織図



		主な業務	
本所	監査室	監査業務、コンプライアンス	
	総務企画部	総務企画課	総務・人事・研修業務、経営計画
		経理課	経理
		情報システム課	システムの運用・管理
	企業支援部	業務企画課	保証制度・商品及び保証業務の企画、保証推進、保証業務に係る各種統計の作成
		企業支援統括課	金融・経営相談業務の統括、保証業務・経営支援業務の統括、外部支援機関等との連携及び調整、不正利用の防止
		企業支援課	経営支援及び再生支援に係る相談、保証審査・条件変更審査、専門家派遣等の個社支援「ふくおかサポート会議」の運営管理
		代位弁済課	期中管理業務(事故保証債務)の統括、代位弁済業務
		事務課	保証事務(委託契約書、貸付報告書、変更報告書、償還報告等の授受及び管理)
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
	債権管理部	管理統括課	管理回収業務推進・統括
		管理1課	管理回収業務
		管理2課	管理回収業務
		管理3課	管理回収業務
		管理4課	管理回収業務
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
	営業部	保証経営支援1課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務
		保証経営支援2課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務
		保証経営支援3課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務
		業務管理課	保証申込等受付、事故報告受付及び事故保証債務の管理
相談窓口		金融・経営相談及び苦情対応	
大塚支所	保証経営支援1課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	保証経営支援2課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	保証経営支援3課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	業務管理課	保証申込等受付、事故報告受付及び事故保証債務の管理	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
北九州支所	保証経営支援1課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	保証経営支援2課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	保証経営支援3課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	業務管理課	保証申込等受付、事故報告受付及び事故保証債務の管理	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
久留米支所	保証経営支援1課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	保証経営支援2課	金融・経営相談、保証審査、条件変更審査及び経営支援業務	
	業務管理課	保証申込等受付、事故報告受付及び事故保証債務の管理	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
筑豊支所	保証経営支援課	保証申込等受付、金融・経営相談、保証審査、条件変更審査、経営支援業務、事故報告受付及び事故保証債務の管理	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
大牟田支所	保証経営支援課	保証申込等受付、金融・経営相談、保証審査、条件変更審査、経営支援業務、事故報告受付及び事故保証債務の管理	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	

お客様相談窓口

当協会では、お客様の経営相談、金融相談、金融機関紹介に関する相談等に迅速・適切な対応を図るため、企業支援部、債権管理部、営業部及び各支所にお客様相談窓口を設置しています。

事業所所在地

●本所

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

●総務企画部

総務企画課／TEL.092-415-2611 } FAX.092-415-2620
 経 理 課／TEL.092-415-2612 }
 情報システム課／TEL.092-415-2613 } FAX.092-415-2638

●企業支援部

お客様相談フリーダイヤル ☎ 0120-112-249

業務企画課／TEL.092-415-2609 }
 企業支援統括課／TEL.092-415-2623 } FAX.092-415-2618
 企業支援課・お客さま相談窓口
 TEL.092-415-2604 }
 代位弁済課／TEL.092-415-2629 } FAX.092-415-2630
 事 務 課／TEL.092-415-2607 } FAX.092-415-2621

●債権管理部

管理統括課・お客さま相談窓口
 TEL.092-415-2647 } FAX.092-415-2617
 管 理 1 課／TEL.092-415-2645 }
 管 理 2 課 }
 管 理 3 課 } TEL.092-432-0004 } FAX.092-432-0119
 管 理 4 課 }

●本所営業部

業務区域	福岡市(博多区・東区)、大野城市、春日市、筑紫野市 太宰府市、宗像市、福津市、古賀市、那珂川市、糟屋郡
------	--

保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2601 }
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2602 } FAX.092-415-2615
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2603 } FAX.092-415-2616
 業務管理課 TEL.092-415-2600 }

●大濠支所

〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

業務区域	福岡市(中央区・城南区・南区・早良区・西区)、糸島市
------	----------------------------

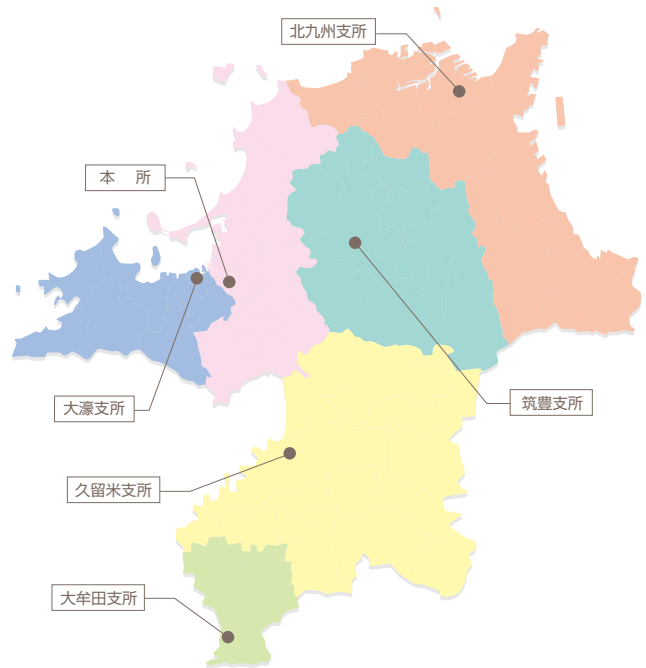
保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5924 } FAX.092-734-5628
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5923 } FAX.092-734-5619
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5925 } FAX.092-734-5631
 業務管理課 TEL.092-734-5922 }

●北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4F

業務区域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
------	------------------------------

保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2633 } FAX.093-522-4754
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2634 }
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2635 } FAX.093-522-4757
 業務管理課 TEL.093-551-2632 }



●久留米支所

〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

業務区域	久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市 朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
------	--

保証経営支援1課・お客様相談窓口
 TEL.0942-38-1023 } FAX.0942-38-1025
 保証経営支援2課・お客様相談窓口
 TEL.0942-38-1022 } FAX.0942-38-1026
 業務管理課 TEL.0942-38-1021 } FAX.0942-38-1024

●筑豊支所

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5F

業務区域	飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡
------	---------------------------------

保証経営支援課・お客様相談窓口
 TEL.0948-22-3585 } FAX.0948-29-4927

●大牟田支所

〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6F

業務区域	大牟田市、柳川市、みやま市
------	---------------

保証経営支援課・お客様相談窓口
 TEL.0944-52-6011 } FAX.0944-51-3419

関係会社の紹介

保証協会システムセンター株式会社

当協会他4協会が、事務の統一及び経営の効率化を目指したコンピューターシステムを構築し、それを運用するため、開発5協会の共同出資により「保証協会システムセンター株式会社」を平成18年4月3日に設立しました。

令和6年3月末現在、全国43協会が参加し、本社は東京都に設置、福岡県には九州支社を設置しています。

2024



<https://www.fukuoka-cgc.or.jp>

